ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管状況等について

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成 13年7月15日に施行され、PCB廃棄物等の保管及び処分等をしている事業者は、毎年度事業場ごとに、PCB廃棄物等の保管及び処分状況等を届け出ることが義務付けられています。(届出期間:毎年4月1日~6月30日)

1 令和7年度PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出数 【令和6年度の保管状況】

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第8条第1項、第15条、第19条の規定に基づき届出があった事業場数は以下のとおりです。

- (1) PCB廃棄物の保管事業者等 160 事業場
- (2) PCB廃棄物の処 分 業 者 1事業場

2 届出書の公表

提出された届出の副本並びに添付書類を廃棄物対策課で縦覧しています。

- (1)縦 覧 場 所 富山市役所 廃棄物対策課 (富山市新桜町7番38号 西館7階)
- (2) 縦 覧 時 間 8時30分から17時15分
- (3) 縦覧できる日 月曜日から金曜日

(12月29日~1月3日、国民の祝日等の休日を除く)